

## 令和6年度造林事業標準単価表の適用についての補足

令和6年度2－四半期以降に申請する造林補助事業については、令和6年度事業、令和5年度繰越事業の別にかかわらず、すべてこの単価を適用する。

- 1 人工造林・普通苗(国の標準工程による。)
  - (1) 「地拵えの有無」及び「作業方式による通常と一貫作業」の3区分とする。  
なお、一貫作業については、車両系林業機械による全木集材(皆伐)の直後に作業道周辺の地拵えを行う場合に適用する。
  - (2) 植栽本数は、1,501本/ha～3,000本/haとする。
  
- 2 樹下植栽(国の標準工程による。)
  - (1) 区分は、人工造林・普通苗に準じる。
  - (2) 植栽本数は、501本/ha以上とする。
  
- 3 人工造林・コンテナ苗(国の標準工程による。)
  - (1) 区分は、人工造林・普通苗に準じる。
  - (2) 植栽本数は、原則501本/ha～2,000本/haとする。ただし、植栽予定の時期に普通苗が流通しておらず、かつ、保安林の指定施業要件が2,001本以上であるといったやむを得ない場合に限り、2,001本/haを超える単価を適用することができる。
  
- 4 特殊地拵え(県の標準単価による。)  
風倒木以外の気象害等被害木の処理に対するものとする。(風倒木については、風倒木適用単価による。)
  
- 5 下刈り(国の標準工程及び県の標準単価による。)  
刈り方に応じて次のとおり区分する。
  - (1) 下刈りA……毎年又は隔年1回、全刈りとする。
  - (2) 下刈りB……毎年又は隔年1回、筋刈りとする。
  
- 6 雪起こし(県の標準単価による。)  
従来どおりとする。
  
- 7 倒木起こし(県の標準単価による。)  
従来どおりとする。
  
- 8 除伐(国の標準工程による。)  
不用木の除去を中心とし、使用機械は刈払機とする。
  
- 9 保育間伐(国の標準工程による。)
  - (1) 流域区分は次のとおりとする。  
保育間伐①…安芸・高知流域の保育間伐とする。(安芸・中央東林業事務所管内)  
保育間伐②…嶺北仁淀流域の保育間伐とする。(嶺北・中央西林業(振興)事務所管内)  
保育間伐③…四万十川流域の保育間伐とする。(須崎・幡多林業事務所管内)
  - (2) 林齢等に応じて次のとおり区分する。  
保育間伐A…11年生～35年生以下の林分において不良木の淘汰を中心に行うものとし、使用機械はチェーンソー主体とする。  
保育間伐B…36年生～60年生以下の林分において不良木の淘汰を中心に行うものとし、使用機械はチェーンソー主体とする。  
保育間伐C…11年生～60年生以下で平均胸高直径18cm未満の林分において不良木の淘汰を中心に行うものとし、使用機械はチェーンソー主体とする。

10 間伐(国の標準工程による。)

(1) 流域区分は、保育間伐に準じる。

(2) 集材工程に応じて次のとおり区分する。

車輻系……………架線系以外の場合とする。

簡易架線系…主索を用いて行う架線系集材(主索を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む。)のうち本格架線を除いた架線系とし、架線系と車輻系が混合する場合は車輻系とする。

本格架線系……………本格架線

※集材作業システムの例

(車輻系)グラップル、ウインチ付きグラップル、スイングヤーダ(単曳き)等

(簡易架線系)ラジキヤリー、タワーヤーダ、スイングヤーダ(ランニングスカイライン方式)等

(本格架線系)本格架線

(3) 搬出材積区分は10m<sup>3</sup>単位とする。

11 更新伐(国の標準工程による。)

(1) 流域区分は、保育間伐に準じる。

(2) 集材工程に応じて次のとおり区分する。

間伐に準じる。

(3) 搬出材積区分は、間伐に準じる。

12 一貫作業(国の標準工程による。)

(1) 流域区分は、保育間伐に準じる。

(2) 「地拵えの有無」及び集材工程に応じて次のとおり区分する。

集材工程に応じた区分は、間伐に準じる。

(3) 植栽本数は、原則501本/ha～2,000本/haとする。ただし、広葉樹であって知事が認めた場合に限り2,001本/ha以上の植栽を行うことができる。

13 鳥獣害防止ネット(国の標準工程による。)

(1) サポートネット一体型とサポートネット分離型の2種類とする。

(2) 標準図により、標準的な規格・材質等を示した。

14 食害防止資材(国の標準工程による。)

(1) チューブタイプと単木保護ネットタイプの2種類とする。

(2) 標準図により、標準的な規格・材質等を示した。

15 花粉発生源植替(県の標準単価による。)

(1) 花粉発生源植替の搬出材積区分は次のとおりとする。

100m<sup>3</sup>以上150 m<sup>3</sup>未満・150m<sup>3</sup>以上200 m<sup>3</sup>未満・200m<sup>3</sup>以上250 m<sup>3</sup>未満・250m<sup>3</sup>以上300 m<sup>3</sup>以下の4区分とする。

(2) 流域区分は、保育間伐に準じる。

(3) 集材工程に応じて次のとおり区分する。

間伐に準じる。

(4) 植栽は、コンテナ苗を用いて行い、植栽本数は、501本/ha～2,000本/haとする。